

建設委員会記録

開催日時 令和2年3月10日(火) 13:07~15:05

開催場所 第1委員会室

出席委員 9名

田尻 匠 委員長
中村 昭 副委員長
小林 誠 委員
太田 敦 委員
奥山 博康 委員
岩田 国夫 委員
国中 憲治 委員
秋本登志嗣 委員
川口 正志 委員

欠席委員 なし

出席理事者 山田 県土マネジメント部長
増田 まちづくり推進局長
青山 水道局長 ほか、関係職員

傍聴者 1名

議 事

(1) 議案の審査について

<令和2年度議案>

議第 17号 奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例
(建設委員会所管分)

議第 27号 奈良県手数料条例等の一部を改正する条例
(建設委員会所管分)

議第 35号 奈良県営住宅条例の一部を改正する条例

議第 43号 流域下水道維持管理費等市町村負担金の徴収の変更について

議第 48号 奈良県自転車活用推進計画の策定について

<令和元年度議案>

議第110号 コンベンション施設等整備運営事業にかかる特定事業契約の

変更について

報第 33号 地方自治法第179条第1項の規定による専決処分の報告に
ついて

損害賠償額の決定について

報第 34号 地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告に
ついて

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任
に基づく債務の免除に関する条例及び奈良県水道用水供給事
業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(建設委員会所管分)

県営住宅家賃の滞納者等に対する住宅明渡等請求申立てに
関する訴訟事件について

自動車事故にかかる損害賠償額の決定について

(建設委員会所管分)

(2) その他

<会議の経過>

○田尻委員長 ただいまから建設委員会を開会します。

本日、当委員会に対し、1名の方から傍聴の申し出がありましたので、入室していただきます。

それでは、案件に入ります。

まず、付託議案の審査を行います。

当委員会に付託を受けました議案は、委員会次第に記載のとおり、令和2年度議案、議第17号、奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例、当委員会所管分、議第27号、奈良県手数料条例等の一部を改正する条例、当委員会所管分、議第35号、奈良県営住宅条例の一部を改正する条例、議第43号、流域下水道維持管理費等市町村負担金の徴収の変更について、議第48号、奈良県自転車活用推進計画の策定について、令和元年度議案、議第110号、コンベンション施設等整備運営事業にかかる特定事業契約の変更について外報告2件であります。

審査に先立ち申し上げておきますが、委員長報告は正副委員長会議の申し合わせにより、付託を受けました議案の審査結果についてのみの報告となりますので、あらかじめご了承

願います。

なお、個々の議案の説明につきましては、議案説明会が行われていたため省略させていただきます。

それでは、付託議案について、質疑があればご発言願います。なお、その他の事項につきましては、後ほどの質問となりますので、ご了承をお願いします。

それでは、質問のある方はどうぞ。

○川口（正）委員 1つ目の質問は、奈良県コンベンションセンターで今月末に予定されている内覧会の案内をいただきました。その中に入っていた奈良県コンベンションセンターへのアクセス図には近隣府県からの公共交通機関が示されていますが、奈良県の位置が下になっています。先月開催された内覧会で私がこのことを指摘したにもかかわらず、奈良県は隅のままで、京都府や大阪府が目立つ位置にある。奈良県の施設への案内であるのに、なぜ奈良県を真ん中へ持ってこないのか。奈良県を中心として近隣府県からおいでいただくという案内でなければならない。これでは大阪の施設かと思間違うような図となっている。議会や知事会では、三重県と和歌山県と3県で連携しているにもかかわらず、なぜ三重県と和歌山県が図に入っていないのか。このような近隣府県とのかかわり合いなども含めて、奈良県コンベンションセンターが、大阪を中心とした見取り図になっているのは、一体なぜか。近隣府県と効果的な交流をしようとする基本的なスタンスができていないのではないか。

先月の内覧会でも指摘したが、アクセス図が修正されておらず、なぜ図を変更しなかったのかについての意図を聞いておきたい。

○山口大宮通り新ホテル・交流拠点事業室長 奈良県コンベンションセンターを案内する地図の件についてですけれども、奈良県コンベンションセンターにつきましては、例えば大阪、関西国際空港からのアクセスについては、リムジンバス等によりバスターミナルに乗り入れることもできますので、その利便性の高さを示したいという思いがあります。加えて、東京から新幹線を利用して奈良に来られることもイメージして、コンベンション施設の位置をわかりやすくお示しする必要もあることから、現在の表記にしたところです。

ただ、川口（正）委員お述べの意見も承知していますので、奈良を中心に据えて近隣の府県からのアクセスを示し、近隣府県とも協力して奈良県コンベンションセンターのオープンをより一層盛り上げていくよう検討していきます。

○川口（正）委員 何を言っているのかわからない。私の指摘が間違っているのか。

○山口大宮通り新ホテル・交流拠点事業室長 近隣府県とも協力して、奈良県コンベンションセンターへの集客を盛り上げるという川口（正）委員のご意見は全くそのとおりだと考えていますので、地図等の表記変更について検討を進めます。

○川口（正）委員 何を言っているのかわからない。他の委員の皆様はわかりますか。

○村上まちづくり推進局次長（にぎわい交流担当） 先日の内覧会にて、私が川口（正）委員より直接お話を伺いましたが、今回の開催案内で表記が変わっていないことは大変申し訳ございません。前回の開催案内の残部を今回の開催案内にも使ってしまいました。近々、版を改める予定ですので、その時点で委員ご指摘の趣旨に沿った形で地図を変更させていただきます。

○川口（正）委員 納得できなくても納得せざるを得ない。いずれにしても近隣の府県とのかかわり合いは、きっちりしなければならない。この施設は奈良県の施設であり、大阪の施設ではない。なぜ奈良県を隅にするのか。そもそものスタンスに基本的な間違いがある。なぜ奈良県の施設であることを売り出さないのか。奈良県でこの図を配るときや、この施設の中をめぐるときはわかるにしても、ほかの場所であの図を見たら、大阪の施設と間違えてしまう。

なら歴史芸術文化村の質問や、代表質問や一般質問で出た土地利用にかかわっての不法開発に関する質問を今からしてもよいのか。

○田尻委員長 きょうのその他でお願いします。

○川口（正）委員 他にも質問があるが、後で議案に関連した質問を行っても構わないか。

○田尻委員長 それは構いません。

○太田委員 私からは、議第43号の流域下水道の維持管理等市町村負担金の徴収の変更についての質問です。先般、小林（誠）委員が本会議でも質疑されましたけれども、これまで県の一般会計から流域下水道事業費特別会計への繰り出しは7,000万円となっていました。令和2年度予算では2億円となっていますが、この理由についてお尋ねします。

○佐竹県土マネジメント部河川政策官（下水道課長事務取扱） 今、下水道事業を取り巻く環境については、人口減少による収入の減に加えて、高度経済成長期につくってきた施設や設備の急速な老朽化が全国的に言われています。こういった状況の中で、これまで下水道事業で取得してきた施設、財産の更新をどのように進めていくかを検討した結果、今の建設投資額の水準と単純に比べると、費用が単年度で2倍から3倍に伸びる見込みになるため、今後経営の悪化が懸念されている状況です。この状況の中で、県と市町村が連携

し、中長期的な観点から収入と支出の課題を把握して、対応策を検討・実行していくことが必要であり、令和元年度より検討に着手したところです。

ご質問のありました来年度の一般会計からの繰出金につきましては、修繕費の増額、企業会計導入後の収支の均衡を図るために、前年度より1億3,000万円増額した2億円として計上しています。

○太田委員 繰出金については、基準により繰出目的が決まっているということで、その目的に沿って繰出し、財源の不足分について、市町村から負担金を徴収するという考え方に立っています。しかし、この7,000万円の決定方法は、基準内の繰出しの計算式に沿って算出されたものではなく、収支の差から生じた赤字を補填する目的でもありません。そのため今後の繰出金額の決定については、経営の実態に合わせて決定するように検討することが必要であると、包括外部監査の報告で指摘されていますが、この点を踏まえた決定なのかについてお聞かせいただきたい。

○佐竹県土マネジメント部河川政策官（下水道課長事務取扱） 来年度の繰出金額については、先ほど申しあげました修繕費の増額や企業会計導入後の収支の均衡を図るために、2億円とさせていただいたものです。

○太田委員 今回、企業会計を導入するということが2億円になっていますが、これまでの7,000万円という金額は、改めて考えると妥当なものだったのか。この点についてはどのようにお考えなのか、お聞かせいただきたい。

○佐竹県土マネジメント部河川政策官（下水道課長事務取扱） これまでの一般会計からの繰出金7,000万円につきましては、流域下水道の供用開始当初は流入水量が非常に少なく、市町村からの維持管理負担金収入が少ないという状況で、市町村に過度の負担とならないように県は繰出基準を大きく上回る繰出しを行ってきました。その後、流入水量がふえてきて、近年では基準より低水準の繰出しで推移したものです。

○太田委員 過去の投資金額が大きかったということですが、包括外部監査より、その根拠がなかなか理解しがたいという意見も出されています。今回企業会計が導入されることで、より一層自立した運営が求められます。負担金の水準を検討した上で、今回2億円という金額が決定されたわけですが、例えば収支の差額ではなく、経営努力に対するインセンティブ等、例えば中長期の経営努力の目標値を設定させて、その達成度合いによって繰出金が決まるような仕組みを構築するなど、適切かつ効率的な繰出金の算定方法の構築が必要だという指摘もあります。企業会計の導入によって、この点をどのように考えて

いらっしゃるのか確認させていただきたい。

○佐竹県土マネジメント部河川政策官（下水道課長事務取扱） 繰出金は維持管理負担金の要素の一つであり、来年度から企業会計へ移行することから、関係市町村との間でお互いに必要な情報を共有しながら検討を進めていきます。

○太田委員 市町村から様々な意見が出されていますので、そのことを十分に踏まえて、今後検討していただきたい。今回、一般会計から2億円を繰り入れますが、市町村の負担金は従来どおりということですので、今後も注視します。

包括外部監査の報告では、下水道の接続率についての指摘もあります。奈良県は全国や近畿府県と比較しても接続率が非常に低く、橿原市や大和高田市では90%を下回っていて、五條市や御所市では80%を下回っている状況であり、接続率のおくれが大きな課題との指摘です。この点については、どのようにお考えなのかお聞かせいただきたい。

○佐竹県土マネジメント部河川政策官（下水道課長事務取扱） 太田委員ご指摘のとおり、接続率が低ければ当然それだけ下水道の使用が減りますので、収入も減ります。したがって、県としても市町村に、つくった施設を有効に使っていただくようお願いして、接続率を上げるよう一生懸命取り組んでまいります。

○太田委員 下水道の接続率を引き上げることが、なかなか困難であるということは、私も市議会で活動させていただいた中で実感しているところです。橿原市は平成18年に85%でしたが、そこから約10年間で86.6%となり、1.6ポイントの改善、大和高田市では平成18年が83.2%、平成27年度は86.4%で、3.2ポイントの改善しか図れていません。10年間で見るとこのような状況となります。現在の接続率の進捗状況というのは非常に低い水準で推移していると思われませんが、今後についてどのようにお考えなのかお聞かせいただきたい。

○佐竹県土マネジメント部河川政策官（下水道課長事務取扱） 下水道接続の進捗率が低い水準にあるとのことですが、県の流域下水道全体で見ると、年間1%弱程度の進捗となります。市町村によって、下水道の整備状況はばらばらであり、一定の整備を終えたところは大体90数%という高い水準で接続されています。太田委員お述べの橿原市もしくは大和高田市は、普及促進中であり、下水道の供用エリアを広げながら、普及に努めています。県から普及接続促進員への2分の1を補助していますので、今後活用いただいて、普及促進に努めます。

○太田委員 これまでの投資にかかる経過や、今後新たに補助することになりますと、不

公平となる部分もあり、その辺りの調整が非常に困難だと思われます。しかし、下水道の接続率の向上は非常にメリットが大きいため、あらゆる手だてを検討して、市町村の取り組みをバックアップするための補助制度などの検討が必要だとも言われていますので、ぜひその点は今後も引き続き大いに積極的に検討していただきたい。

○小林（誠）委員 議第48号、奈良県自転車活用推進計画の策定について、意見と要望があります。県では、平成22年より自転車における広域的な周遊環境を促す環境づくりに取り組まれています。市町村やサイクリスト、県民に対しての周知がまだできていないと感じます。計画を読ませていただきますと、自転車の休憩箇所、市町村との連携協定における基本計画におけるサイクリングコースの整備やレンタサイクルの活用など、自転車関連の取り組みが進められていて、自転車の休憩箇所の登録数は199カ所となっていますが、イオンスーパー、ファミリーマート、ローソンなどの店舗が66店舗を占めています。県が広報の取り組みをさらに進めると、地元の実情から、もっと登録できるような箇所がありますので、さらなる推進をお願いします。

次に、まちづくり連携協定に基づき、各市町村における自転車施策の推進の中で、「市町村版自転車活用推進計画（自転車ネットワーク計画）等の策定支援」の取組を県がさらに進めることにより、広陵町にある自転車専用通行帯の整備も進むのではないかと考えています。ぜひとも県としてしっかりと支援していただきたい。奈良県には素晴らしい観光資源や寺社仏閣も数多くありますので、こういった県の取り組みがさらに進むことによって、地域の活性化もさらに発展していくと思います。県におかれましては、市町村が計画しましたら、絵に描いた餅にならないように、各担当部署においても、道路整備についてしっかりと意識して取り組んでいただきますよう要望させていただきます。

○田尻委員長 ほかにございませんか。

ほかになければ、これもちまして付託議案についての質疑を終わります。

続いて、付託議案について、委員の意見を求めます。ご発言願います。

○国中委員 自由民主党は賛成です。

○岩田委員 自民党奈良も賛成です。

○川口（正）委員 創生奈良も賛成します。

○太田委員 日本共産党も賛成です。

○小林（誠）委員 日本維新の会も賛成します。

○田尻委員長 ただいまより付託を受けました各議案については、採決は簡易採決により

一括して行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、お諮りをいたします。令和2年度議案、議第17号中、当委員会所管分、議第27号中、当委員会所管分、議第35号、議第43号、議第48号、令和元年度議案、議第110号、報第33号については、原案どおり可決または承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議がないものと認めます。よって、本案は、いずれも原案どおり可決または承認することに決しました。

次に、報告案件についてであります。

令和元年度議案報第34号中、当委員会所管分については、理事者より詳細な報告を受けたこととさせていただきますので、ご了承願います。

これをもちまして付託議案の審査を終わります。

次に、本定例会に提出をされました陳情のうち、当委員会所管事項に関する陳情の写しを参考に配付しておりますので、ご了承願います。

また、3月2日に議員を対象とした新型コロナウイルス感染症への県の対応に係る説明会が開催されたところです。新型コロナウイルスをめぐる状況は日々変化をいたしております。説明後の変化を反映した資料が理事者側で取りまとめられましたので、参考配付しております。

それでは、引き続き、その他の事項に入ります。

県土マネジメント部長から、国道169号高原トンネルの地すべり変動対策について、まちづくり推進局長から、奈良県コンベンションセンターのオープン外2件について、報告を行いたいとの申し出がありましたので、県土マネジメント部長、まちづくり推進局長の順に報告願います。

なお、理事者の皆様におかれましては、着席にて、説明、報告をお願いします。

○山田県土マネジメント部長 お手元の別添資料1、2、3は、令和2年度当初予算及び令和元年度2月補正予算の公共事業の主な箇所の一覧及び箇所づけの資料となりますので、ご参考にしていただければと思います。

国道169号高原トンネルの地すべり変動対策についてご報告させていただきます。これまでの経緯として、平成30年12月にトンネルの覆工の亀裂が発生し通行止めとなり

ましたが、平成31年4月より暫定交通開放しています。トンネルの現状を学識経験者に見ていただいたところ、現時点でトンネル構造に大きな影響を及ぼす計測結果は確認されていませんが、これまで同様に地すべりが動いていて、亀裂が開いているため早急な対策工事が望ましいと言われてしています。対策工事として、滑りをとめるアンカー工と水を抜く横ボーリング工を実施させていただくための予算を今定例会で対策費として上程しています。この工事は非常に長いアンカーを使い、技術的難易度が高いので、国からの技術支援を要望しています。調整が整いましたら、関係者の皆様にご説明させていただきます。

○増田まちづくり推進局長 まず、奈良県コンベンションセンターのオープンについての報告です。奈良県コンベンションセンターが4月1日にオープンしますが、当施設は県内最大規模の会議場や観光振興施設を有し、隣接するJWマリオットホテル奈良やNHK新奈良放送会館と連携して、多彩なにぎわいを創出する施設となるよう整備を進めてまいりました。施設概要につきましては、会議室が主となるコンベンション施設は2,000人規模の会議場であるコンベンションホールをはじめ、分科会などを開くことができる中小の会議室を有しています。また、天平広場は屋外でイベントなどを開催できる大屋根つきの広場です。敷地の一番南側にある観光振興施設には、県内初となる蔦屋書店が出店することになっていまして、奈良らしさを感じていただける素材となっています。2階には、映画上映などが可能な500インチのスクリーンを備えた天平ホールを整備しています。予約状況については、事前相談を含むと、国際会議や学会など、2月末時点で221件の申し込みがあります。今後予定しています関連式典、イベントについては、3月29日に関係者の皆様をご招待する落成記念式典を行い、4月1日の開業後の最初の土日、4月4日と5日にまちびらきイベントの開催を予定しています。今後、新型コロナウイルスの関係で変更が生じる可能性もありますけれども、順次ご報告していきます。この場所で、新たなにぎわいの創出ができるよう、今後もホテル、NHKと連携しながら頑張っていきたいと思います。

次に、高畑町裁判所跡地の整備についてです。高畑町裁判所跡地の整備につきましては、平成28年12月に民間事業者の公募を開始しまして、平成29年3月にヒューリック株式会社を優先交渉権者に決定しました。同年9月に同社と基本協定書を締結して、その後、平成31年2月に本件の庭園工事とともに工事に着手したところです。工事も順調に進み、まちびらきの時期も近づいてきましたことから、文化財建造物や文化財庭園などに詳しい有識者で構成する奈良公園地区整備検討委員会の意見を伺いながら、正式名称の検討を進

めてきたところです。同委員会からいただいた主な意見として、1つは、当該地の整備は名勝奈良公園の価値を高めるためであることから、古くから親しまれてきた当該地を示す瑜伽山の地名を使用すべきとの意見。もう1つは、庭園としての歴史的、文化的価値が端的にわかるものがよいという意見です。これらの意見を踏まえて、当該地の正式名称は瑜伽山園地、庭園は旧山口氏南都別邸庭園に決定しました。まちびらきは、令和2年5月24日を予定しています。なお、民間事業者が運営する宿泊施設等は6月5日にオープンする予定です。庭園の入園料は無料で、開園時間は9時から22時です。奈良公園を代表する新しい園地のまちびらきとなります。

次に、県営住宅家賃の滞納者等に対する住宅明け渡し等請求申し立てに関する訴訟事件の状況です。地方自治法第180条第1項の規定による専決処分事項として、議会へ報告しています。訴訟申し立てを行った件数は、令和元年9月議会までで、合計5件となっています。5件全てで県の主張が認められています。報告は以上です。

○田尻委員長 ただいまの報告、またはその他の事項も含めて、質問があればご発言願います。

○川口（正）委員 当委員会所管の議案でないという見解もありますが、なら歴史芸術文化村の関係では建設事業がかかわっているという意味で、私はお尋ねしたい。建築物の一部が浮上するトラブルが発生したため工事を中止していたが、このたび工事を再開することです。つくらなければならないものは早くでき上がったほうがよいと私は思いますが、確認をしておかなければならないことがたくさんあります。まず、トラブルの原因はどこにあるのか、責任は誰にあるのか確認したい。今回のような災害については県はどのようなスタンスであるかについてもあわせて確認したい。

私は、今回のトラブルが発生した際に、補正予算は断固として認めないということを既に申し上げている。今回計上されている予算は、トラブルのあった工事にかかわるものではないと聞いていますが、単に補正予算が組まれていると、ごまかしで予算が組まれているのではないかという疑いを私は持っている。誤解であれば、それを解く必要がある。トラブルの原因、あるいは責任については一体どうなっているのか。今回の補正予算にかかわっては、これまで入口まちづくり推進局次長に何度も何度も尋ねてきた。当委員会所管ではないようですが、建設にかかわる事業も存在するため、当委員会であえて取り上げてお尋ねしたい。

○入口まちづくり推進局次長（技術担当） なら歴史芸術文化村の建設工事におきまして、

建築物の一部が浮上して、それに伴って関連工事が中止した件の原因ですけれども、昨年の11月に現象が確認されて以後、有識者のご意見もいただきながら、原因を突き詰めてきたところです。地下水、雨水、台風等がありましたけれども、降雨と地下水が建設中の構造物を浮力により持ち上げたということで、有識者の意見、現場の請負業者、そして県の意見が一致しています。降雨量と地下水の量に対して、排水量が及ばなかったということで浮力がかかったと考えています。工事に伴う排水が適切であったかがポイントですけれども、それが不適切であった場合の原因者は誰になるのかについては、受注者の意見、契約書に記載の事項について、法律家の意見も伺いながら、請負業者、監理業者、発注者、設計者の4者の責任の有無について、今慎重に調査を進めています。

○川口（正）委員 どの時点で責任があったかということ調査中とのことだが、まずは常識で考えるべき。責任を転嫁するための詭弁は許されない。調査・設計を行い、その結果を基として発注をしたとのことだが、調査・設計の依頼も工事の依頼も県が行っている。そうであれば、県に責任があることになる。請負業者に責任があるといえるのか、はっきりさせる必要がある。発注者は県であるので、請負業者が設計どおりに工事をしてくれなかったとしたら、県はその時点で請負業者に指摘すべきである。良い調査設計があるにもかかわらず工事が悪かったのか、工事が設計どおり進められたのかもはっきりする。責任がどちらにあるかもはっきりする。

このたびのトラブルにかかわって、手直しが必要となり、経費がかかる。建築の請負業者がミスした工事を行ったのであれば、請負業者が負担すべき。原因がわからない、調査中であると言っていたのでは困る。

○入口まちづくり推進局次長（技術担当） 当該工事の工事中の排水対策につきましては、請負業者の責任によって工法を決めていただく契約です。いわゆる任意仮設と呼ぶ契約手法であり、目的構造物をつくるための工法につきましては、工事中的今回のような排水も含めて請負業者が判断、決定して、それを施工計画書として県に出していただき、県はその内容を確認する仕組みです。川口（正）委員ご指摘のように、任意仮設という発注の中で、施工計画書によって排水方法についてもやりとりしているわけですがけれども、施工計画書の中の位置づけで、今回の事象について発注者に責任があるのかないのかも含めて、今、法律家のご意見も伺いながら特定を進めています。なお、原因者が特定されましたら、今回の現象に伴う費用増に関しましては、原因者に負担を求めていく考えです。

○川口（正）委員 詭弁を弄するのはいいかげんにしろ。

トラブルのあった建物とその他の建物については、基礎の工法に違いがあると聞いている。他の建物ではくいを打っているが、トラブルのあった建物ではくいを打っていないとのことだが、これは一体どういうことなのか。発注側の基本的なスタンスが問われるのではないか。そのことを棚に上げて、原因者が誰なのか追及しているとのことだが、どのような形で答えを出すのか。

○入口まちづくり推進局次長（技術担当） なら歴史芸術文化村では、今回問題が発生した建物を含めて、全部で4棟の建築工事が進められています。川口（正）委員ご指摘のとおり、おのおのの建築物ごとに基礎設計の考え方が異なっています。簡単に言いますと、建物の重さを支える地盤がしっかりしている箇所は、くい等を入れていませんし、支持層との関係でくいが必要と考えられる箇所にはくいを設置しています。建築物ごとに基礎の考え方は異なっています。

今回問題が生じた建築物は、地盤はしっかりしているので、くいは要らないという考えで行っています。設計時の基礎工法そのものについては、専門家より特に問題ないというご意見をいただいている、現時点では県としてもそのように判断しています。排水が適切であったか、おのおのの責任の有無について調査を進めています。

○川口（正）委員 その説明では、理解できない。そもそも土質が違うのだろう。土質が同じであれば問題は起こっていない。発掘調査やくい打ちをきちっとしたのかについて、私はプロでないからわからないが、基礎的な調査設計にかかわってのスタンスの違いから問題が発生しているのではないか。請負業者に責任はないだろう。工事は設計どおり行われたのだろう。設計どおり行われず、トラブルがあったというなら、なぜ設計どおりに行わなかったのかということで原因がはっきりする。請負業者が設計どおり仕事をしなかったのか。していなければ、請負業者に責任を受けとめてもらわなければならない。しかし、発掘等の調査や、それに基づく設計段階での間違いがトラブルにつながったのではないか。

○入口まちづくり推進局次長（技術担当） 今回の事象の原因は、施工中の水に対する配慮が十分であったのか、不十分であったのかが原因だと考えています。先ほど申しましたとおり、施工中の工法については、請負業者が判断して行う契約です。工事の監理についてもコンサルタントに委託していますが、その監理体制についても現在調査を進めています。

○川口（正）委員 今の答弁であれば、水はけにかかわって請負業者が配慮しなければならない事柄に主たる原因があるという説明になる。その場合、請負業者に責任があるとい

うことになる。私は、発掘等の調査や設計の段階において、問題をしっかりと想定しておくべきではなかったのかと考えている。水はけの問題云々と答弁されるが、365日雨の降らない日はなく、必ずどこかで雨が降り、水が出てくる。そのことも含めて様々な想定をしておかなければならない。今回の問題について、原因はいつまでに特定できるのか。

○入口まちづくり推進局次長（技術担当） 原因者としての調査の対象は、川口（正）委員お述べのとおり建設請負業者、監理業務を請け負っているコンサルタント、発注者である県、そもそもの設計を行ったコンサルタントの4者です。おのおのについて原因となった責任の有無を調査し、県としては次の6月定例会までには原因者を特定して報告させていただきます。

○川口（正）委員 今の答弁を聞く限りでは、物事の決着を談合で処理しようとしか聞かえない。おのおのの責任を割り振る形で円満に物事を処理して、問題をおさめようとしているのではないか。これからの様々な県の施策、公共事業にかかわって、このような問題を二度と起こさないように、問題の原因は何か、どのようにしなければならないかについてのノウハウをきっちりと作らなければならない。県があまりにも責任を負おうとしないスタンスがありありと感じられる。工事を早く進めなければならないというお互いの思いに依拠した形で物事が進められている。私には納得できない。県がとるべき方向をきっちりと示すまでは、私はきょうの委員会が終わらないのではないかと思います。

○入口まちづくり推進局次長（技術担当） 今、何月何日には報告できるという約束はできませんが、全力を尽くして、一日も早く報告させていただきます。

○田尻委員長 委員会の途中ですが、しばらく休憩します。

14：03分 休憩

14：11分 再開

○田尻委員長 それでは、委員会を再開します。

○入口まちづくり推進局次長（技術担当） 原因者をいつまでに特定するのかというご質問ですが、先ほど申し上げましたように、建築を担当する我々まちづくり推進局としては、先ほど6月の議会までにお答えしましたが、それよりも早くご報告します。具体的な日時につきましては、予算を担当しています地域振興部と相談の上、改めてお答えさせていただきます。

○川口（正）委員 私は納得できません。ほかにも問題提起したい事項が数多くあります。かねてより、私が御所市での土地開発にかかる違反行為の問題を提起したことと関連し

て、今議会で荻田議員より質問のあった林地開発、あるいは、きのう今井議員が質問された平群町の太陽光発電の開発にかかる問題があります。これらの開発にかかわっては、林政、土木と各部局で個別に対応するのではなく、総合的に取り組んでいく必要があるのではないかと。

先般、山田県土マネジメント部長からも、御所市の違反事案への取組内容をお聞かせいただき、それはそれで一生懸命やっただけだと思っていますが、各部局での対応がばらばらではないかと、私は考えています。行政指導という言葉では統一した対応のように聞こえますが、ある業者は無届け、無許可であったり、ある業者は認可はあるものの、その範囲を超えた大規模な乱開発を行うこと、また土地利用にかかわっても、花園をつくるような土地利用もあれば、産業廃棄物が処分されるような土地利用など、様々な態様があるため、指導内容も異なります。このような行為に対して行政指導と一概に言うけれど、間違いというよりも、あえて法令違反を起こす業者は確信犯であり、行政指導では物事の決着がつかない。司法も加えた展開が必要であろうと思う。法を逸脱した行為は犯罪であるため、犯罪に警察が手をこまねいているのでは困る。行政指導という言葉の響きからは、厳しいような表現にも聞こえますが、行政指導では上辺をなでるようにしか物事が伝わっていないということにもなるので、きっちりとした体制をつくる必要があることを要望したい。きょうは林政関係の部局は来ていませんが、山田県土マネジメント部長をはじめ、増田まちづくり推進局長に他の関係部局との連携に関する決意を伺いたい。

特に御所市の問題につきましては、無届けでなし崩しに開発が進められています。荻田議員より問題提起のあった場所は、広大な土地での乱開発を小さな土地開発に見せた形で行われました。治山や砂防にも関係する問題であるため、土木や林政の観点からも放任できないと思います。聞くところによると、土木関係の指導はしっかり行われていますが、林政関係の指導は甘いという話が出ているようです。この辺りの体制を改めて、構築を強化していただくことを提案したい。私からの問題提起に対してどのように捉えているか意見を承りたい。

○山田県土マネジメント部長 今年の9月議会で、不法開発に対して庁内横断的に対応すべきとの意見をいただき、それを受けて、会議を立ち上げて取り組んで参りました。横断的な体制をつくっていることを委員にもご説明しましたが、砂防指定地の範囲内で行っていたため、奈良市の北椿尾町での事案が入っていませんでした。対象となる枠を広げていくべきという指摘はおっしゃるとおりです。川口（正）委員の意見をしっかりと酌み取れ

ておらず申し訳ございませんでした。今後、対象を広げて、部局横断的に進めていくことに関しては、他の部局とは並行の関係であるため、直ちにどうするとは言えませんが、防災統括室にも入ってもらっているため、その辺りをしっかりと考えていきます。

もう1点、司法との連携については、告発云々ではありませんが、既に高田土木事務所であれば、高田警察署と連携して指導に行っていただくと非常に効果があると聞いています。職員を守るという観点からも、このような取り組みを続ける必要があると考えています。委員からのご意見に十分対応できておらず申しわけございませんでした。

○増田まちづくり推進局長 土木事務所の建築課でも、検査等での出張時にパトロールを随時行っていますが、今後強化していく必要があると考えています。

林地開発、砂防、宅地造成等に関する許認可にかかる所管課で連携してしっかり対応していきます。

○川口（正）委員 増田まちづくり推進局長がパトロールの話をされたが、土木部局でも廃棄物関係部局でもパトロールを行っているため、問題や課題といった情報を共有することが大事ではないか。要は目的を持って、合理的にパトロールをすることが重要であることを、私は前から言い続けている。総合的、横断的、全県的に取り組めるような体制をつくる必要がある。

加えて、土地利用にかかわって、特に廃棄物関係の問題はなし崩しで広げられてしまうと、環境への影響がどうなるのだということになります。きょうの協議とは逸れますが、土地利用とのかかわり合いで、きのうの今井議員、先般の荻田議員、きょう私が問題提起している問題は普遍的な要素を持っています。先日も、林政関係の質問に対し、許可を出したけれども、あとはほったらかしで、自分たちの手からは離れましたと言わんばかりの答弁があった。受けとめ方が間違っているかもしれないが、行政指導と言っても、効き目のない場合もあると思うので、これを機に一層対応を強めてもらいたい。

次に、今定例会で浦西議員が一般質問で取り上げた県営住宅の建てかえについてです。奈良県は森林県だと言われていて、私も南部振興議員連盟に加盟していることから、特にこのことには強く関心を持っています。県営住宅桜井団地に奈良県の木材がほとんど使われていないとの問題提起が下請業者から私にありました。公共工事の発注時に、奈良県産材を使う、少なくとも最低これぐらいは使うべきとする基準があってしかるべきではないかと思います。この点についてどのようにお考えなのか、お尋ねしたい。

○大須賀まちづくり推進局次長（建築担当） 県営住宅桜井団地での、県産木材の使用に

については、設計段階から検討を進めてまいりましたが、木材の性能等を考えますと、コンクリートでつくらざるを得なかった部分があります。使用する木材はできるだけ県産材となるように、設計段階で検討を加えています。具体的には、集会所部分の天井のルーバー、各住戸内の出丸カウンター、脱衣室や便所の天板について、県産木材を使う仕様となっています。床材に使用するフローリングについては、特に隠蔽部となることや、県産木材の使用により維持管理コストが増大することから、県営住宅においては一般的には活用されていません。

ことし4月に奈良県県産材の安定供給及び利用の促進に関する条例が施行されますことから、農林部では令和2年度に同条例に基づく施策を実現するため、新たな奈良県林業・木材産業振興プランを策定する予定があるとのことです。今後は農林部とも連携して、県産木材を公共建築物で使用するため、設計段階から検討を進められるように、さらに連携を深めていきます。

○川口（正）委員 奈良県産材を積極的に活用する動きを、さらに強めてもらいたいということを強調しておきます。

次に、建築主事の確認区分等の変更について、行政業務の改革が行われることを耳にしました。関係する土木事務所で行っていた確認業務を、本庁に集約するとのことですが、その原因は建築職員の数が減少しているためとのことです。かつては民間企業よりも公務員を目指す人が多い時代もありましたが、最近では技術者が公務員になりたがらない。理由を単純に言えば、報酬が低いなど、公務員の待遇が悪いからだと思います。よい医者は給料のいいところへ集まるといふことも聞いています。県においても、建築職員をはじめとした技術職員の待遇をよくして人員を拡充していただきたい。このことが当委員会で話題になったということ人事課や財政課にも伝えてほしい。応募が募集定員に満たないという現実を突きつける必要があるかと思えます。

○国中委員 川口（正）委員からも林地開発の話が出ましたが、大淀町でも数年前に林地開発にかかる土砂埋立の問題があり、大雨によって国道が通行止めとなったことを踏まえて、私はこのことを県土マネジメント部へ問題提起しました。そのときに、景観上の立場から、梶田くらし創造部長にいろいろと骨を折っていただいた。しかし、この件は県土マネジメント部の所管する事項であるため、問題のとりまとめは技術管理課が行うことになったと認識している。先日の一般質問でも取り上げられていたけれども、1万平方メートル以上は林地開発にかかる知事の許可が必要となる。それ以下、例えば9,990平方メ

ートルであれば、地元の市町村長への届出で構わない。

当時、埋立が行われた後、ほったらかしになり、地元から産業廃棄物が埋められているのではないかとの声があったものの、何をすればよいかわからず、大阪からどんどん廃棄物が入ってきた時期があった。そのときに私が問題提起したが、技術管理課では引き継がれていないのか。

○池田技術管理課長 去年の8月に土砂の埋立に関する条例を制定している11市町村と埋立に関する共同監視を目的とした協定を締結しましたので、土地の監視については積極的に取りまとめを行っています。その中で出てきた情報につきましては、県庁内でも共有しています。

○国中委員 今井議員の質問で取り上げられた平群町の問題は関係ないのか。大淀町で発生した問題への対策として、私が問題提起したことで県が市町村を回って、大淀町は500平方メートル以上の土地での土砂等による埋立てについては町長の許可が必要とする条例を制定した。大淀町が条例を制定したことを各市町村に報告したらどうかと私は言ったことがある。報告したのかどうかは私は知らないが、平群町は大淀町が条例を制定したことを知らなかった。各市町村で条例を制定してはどうかと県が言っていれば、今回の平群町の問題も起きていないと思う。林地開発であっても、9,999平方メートルまでのものであれば、県には情報が来ない仕組みになっている。恐らく平群町での問題も9,999平方メートルの開発で、法の抜け道になっている。先ほど、川口（正）委員も指摘された、各部署ごとの情報共有、特に農林部と県土マネジメント部での情報共有ができていなければ、溪流の問題、林地開発の問題など、様々な問題がこれからも出てくるのではないか。以前、技術管理課を窓口とすると決めたのであれば、県土マネジメント部で調整すべきではないか。市町村での開発の情報も含めて、庁内各部局で情報を共有する必要があるのではないか。

○山田県土マネジメント部長 大淀町の林地開発にかかる質問をいただいた際に、土砂の埋立に関する条例を制定している市町村で横の連携を図りますとお答えしました。国中委員のおっしゃられていることは、川口（正）委員からのご意見と同じで、土地開発等にかかる問題が発生した場合、どのような体制で幅を広げて対応していくのかということだと思います。申し訳ございませんが、他部局へ直接指示できる権限がないので、少し工夫する時間をください。

○太田委員 私から数点質問させていただきます。

1点目は、県域水道一体化についての代表質問を先般行わせていただきましたが、現在、水道の広域化に向けた財政シミュレーションが行われています。例えば耐用年数や、投資のペース等、市町村によって条件のばらつきがあるかと思うのですが、どのように財政シミュレーションを進めているのかうかがいたい。

○西岡水道局業務課長 今回の財政シミュレーションは、県域水道一体化の効果算定を目的としています。各市町村が単独で経営を維持した場合と一体化した場合の供給単価などを比較することになります。更新投資ベースの考え方や水道料金の設定などの経営方針については、個々の事業体によって考え方が異なりますが、効果算定という目的を主眼に置くと、できる限り統一した条件設定のもとでシミュレーションを行う必要があります。そのため、太田委員が例として挙げられた施設の耐用年数は、法定耐用年数等ではなく、全国の水道事業者などにおける更新実績を基に国が示している実使用年数を一律に採用しています。また、起債の設定につきましては、新規の起債発行を行わないという統一条件を用いています。

更新投資に関しては、各事業体から提供された固定資産台帳や管路台帳をもとに、実使用年数が経過したものを順次更新する場合や、一定の更新率を設定した場合、各事業体の直近の投資ベースを今後も維持した場合など、幾つかのパターンを設定して更新需要予測を行っています。今年度は、このような財政シミュレーションによる効果算定のたたき台を作成するところまでの作業を行いたいと考えています。

○太田委員 新県域水道ビジョンの中で管路の更新が取り上げられていますが、例えば平成31年3月の時点で、奈良市では更新率が0%、高取町では1.4%と、市町村によって取り組み状況が異なりますが、これが財政シミュレーションに具体的にどのように反映されていくのかについて具体的に教えていただきたい。

○西岡水道局業務課長 今回の財政シミュレーションは、各事業体の経営状況を検査、調査するものではありません。現在更新投資が低い事業体や、更新投資に一生懸命頑張っている事業体がありますが、個々に評価、反映してシミュレーションを行うと、県全体で一体化の効果を算定することが非常に難しくなります。したがって、今回は更新投資ベースを一律に設定してシミュレーションを行った上で、県全体で一体化した場合にどのような効果になるか、どのように水道の供給単価が低減できるかを比較して、一体化の効果を検証する作業を進めています。

各市町村が、更新投資にどれぐらいの予算をかけているかは、各市町村の経営の考え方

が反映されていますが、今後一体化に向けて更新ペースを上げていくことも必要かと思えますので、シミュレーションの結果をもとに、検討会を通じて市町村とも合意形成を図っていきます。

○太田委員 シミュレーションのたたき台は、市町村に示されているのでしょうか。

○西岡水道局業務課長 現在シミュレーションを進めていますので、年度末に向けて、各市町村に結果を報告する予定です。既に各市町村に一部の結果は報告していますが、先ほど申し上げましたとおり、複数のシミュレーションを行っていますので、全ての結果を報告できてはいません。

○太田委員 幾つかの市町村より、財政シミュレーションの結果が、自分たちの市町村の更新計画とは随分差があるといった意見をお聞きしています。この点については、一体化に伴い、水道料金の負担としてしわ寄せされる問題もありますので、市町村は、シミュレーションの結果に神経をとがらせています。県としては一体化することによるメリットを市町村にお示しになると思いますが、実態とかみ合ったものになるよう注意して進めていただきたい。

続いて、県営住宅の連帯保証人について、前回の定例会で、連帯保証人が責任を負う保証債務の極度額を定める旨の条例改正があり、連帯保証人の方にとって条件が少しよくなる内容であるため、日本共産党も賛成しました。前回の委員会で、連帯保証人が見つからないため入居できない高齢者がいらっしゃるのではないかと質問しましたが、二親等以内の親族がいない高齢者や、障害者においては連帯保証人を免除するという特例措置を設けているといった答弁がありました。この考え方について再度お伺いします。

○石井住まいまちづくり課長 県営住宅の連帯保証人の免除についての考え方ですけれども、連帯保証人については入居者以外の緊急の連絡先や身元保証としての役割がありまして、例えば高齢者の入院時の相談や不在時の住宅の管理にご協力いただいています。また、県営住宅の家賃滞納があった際は、連帯保証人に滞納家賃を請求することにより家賃の支払いが促される事例が多数あります。連帯保証人が家賃滞納の防止にも寄与していて、訴訟や強制退去等を防ぐ重要な役割を果たしていますので、県としては原則として入居時に連帯保証人を求めることになっています。

一方、太田委員からご指摘のあったように、県営住宅の申し込みをされる方の中には、連帯保証人の確保が困難な方がいらっしゃることも十分把握しています。そのため、二親等以内の親族がいらっしゃらない高齢者や障害者等に対して、特例で連帯保証人を免除し

ています。二親等以内の親族という要件の考え方ですけれども、民法に直系血族及び兄弟姉妹は互いに扶養する義務があるという扶養義務が課せられていますので、この規定に基づき、まずは二親等以内の親族である扶養義務者の方に連帯保証人として入居者の方を支援いただくべきと考えていまして、そのような親族がいらっしゃらない場合に限り免除するという特例を認めています。

○太田委員 私もこの問題については何度か取り上げていますが、先日、県営住宅に当たったにもかかわらず、連帯保証人が見つからないため諦めなければならない方から相談がありました。私も住まいまちづくり課に相談に行きましたが、要綱は絶対に守っていただかないといけないとのことで、二親等という基準が示されました。本人から見て、祖父母や、孫、また配偶者の祖父母や兄弟姉妹は含まれますが、例えば本人から見て、自分の子どもと数十年会ったことがないという状況であれば、この子どもに保証人になってもらうことは、民法上の規定があるとしても、物理的に不可能ではないかと思います。こういった場合に、やはり連帯保証人の存在が大きな壁になってくると思いますけれども、その点はいかがお考えでしょうか。

○石井住まいまちづくり課長 親族の方と連絡がつかない場合については、例えば失踪の宣告が出ているような深刻な状況から、人間関係のこじれのようなものまで、個別の事案ごとにさまざまな事情があることを理解していまして、このようなお話があった場合には、入居希望者の方から連帯保証人に関する相談について丁寧に対応してまいります。

また、一般的な制度としては、さきの12月定例会で皆様にもご審議いただきまして、国土交通省の登録制度により登録を受けた家賃債務保証業者も連帯保証人として認められるよう制度を拡充しています。この制度については、今後速やかに活用できるよう、施行日の令和2年4月1日に向けて業者と具体的な調整を進めていますので、連帯保証人の見つからない方も、このような制度をうまく活用していただいて、何とか連帯保証人を確保していただけるよう進めてまいります。

○太田委員 県で相談に乗っていただけることと、国土交通省の制度をお示しいただきましたが、先日相談させていただいたときに、要綱が壁になっていて、まず市役所に行って、戸籍謄本などの相関関係を証明できる書類を取り寄せて、二親等以内の親族がいないことを証明しないといけないということで、その日はそれ以上の相談には乗っていただけませんでした。先ほど申し上げたように、連絡がとれない二親等以内の親族がいる場合でも相談に乗っていただき、場合によれば特例で入居することができるという考え方でよろしい

でしょうか。

○石井住まいまちづくり課長 二親等以内の免除規定につきましては、規則で決められています。個別具体的な案件に関する適用については、一部他府県等の実情も踏まえながら、お困りになっている方のための住宅が公営住宅であるということを肝に銘じまして、具体的な対応を考えてまいります。

○太田委員 さきの委員会でも、県の考え方としては、連帯保証人がいることにより、初期滞納事案が発生した場合に、訴訟に至るまでに支払いがされていて、その中には連帯保証人が支払ったものや、連帯保証人が入居者に注意していただいた例があり、これが連帯保証人をつける一つの意味になっているとのことでした。しかし、連帯保証人が実際に支払った額についてはわからないという回答でした。連帯保証人の存在によって、本当に初期滞納発生事案がクリアされているかを実際に調べていただいて、本当に連帯保証人をつけなければならないのかについて、精査していただきたいのですが、その点はいかがでしょうか。

○石井住まいまちづくり課長 連帯保証人の必要性については、技術的にどこまでできるかという部分はありますけれども、今後の社会情勢の変化も当然見ていかなければならないと思っています。今後より高齢化、少子高齢化が進むにつれて、連帯保証人となることができる親族が社会的に減っていく傾向にあります。このような状況も踏まえながら、連帯保証人の必要性について、引き続き注視してまいります。

○太田委員 公営住宅法の目的として、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、住宅に困窮する者に賃貸することにより国民生活の安定と福祉の増進に寄与することが規定されています。ただ、申し込んだ人が、連帯保証人がいないために、この法に基づく福祉を受けることができない、十分なサービスを受けることができないという状況もあります。今、全国各地で連帯保証人が大きな足かせとなっしまい、公営住宅に入居することができないということは国土交通省でも把握されていて、実際に連帯保証人の要件を外している自治体もあります。この点については、奈良県においても連帯保証人の存在が、滞納や悪質な形の又貸しを踏みとどめるために役立っているのか、それに値するものなのかを調査して報告いただきたい。

最後に、奈良公園バスターミナルについてうかがいます。今回私たちもいろいろな問題点を指摘させていただきました。新型コロナウイルスの影響で、バスの利用台数が減ってきているとのことですが、奈良公園バスターミナルの現在の利用状況について報告いただ

きたい。

○**竹田奈良公園室長** 奈良公園バスターミナルの現在の利用状況ですが、当初の見込みよりかなり低くなっていて、2月、3月では10%程度まで落ち込んでいます。

○**太田委員** 当初の見込みと比較すると、かなり厳しい状況であるかと思うのですけれども、今後についてどのようにお考えなのか、教えていただきたい。

○**竹田奈良公園室長** 新型コロナウイルスにつきましては、現時点で先行きが見通せないことから、新年度予算については新型コロナウイルスの影響は考慮していません。観光への影響も大きいことから、早期の終息を願っていますが、万が一、新年度においても影響が残った場合は、支出の見直しや、さらなる運用改善を行いながら、収支均衡に努める予定です。来年度につきましては、今年度に引き続き運営改善に取り組み、継続的に強化していきます。きめ細かな支出の抑制に取り組むことで、収支均衡を保ちます。

○**太田委員** 新年度予算については、スタッフの見直しや運営の合理化によって歳出も削減することになると思います。インバウンドの旅行者の方々もバスターミナルを利用していますが、大阪のバス会社に確認したところ、インバウンド関係の利用が減少して仕事がないため、希望退職者を募っていたり、ナンバープレートを返上しているといった声も寄せられています。このようなバス会社をめぐる状況は、奈良公園バスターミナルにも大きく影響を及ぼしてくるかと思いますが、その点、県で何か情報をつかんでいらっしゃいますか。

○**竹田奈良公園室長** 先般より旅行会社にいろいろと確認を進めています。今後の動向を注視しながら対策を講じていきたいと思いますが、当面インバウンドも含めて、修学旅行生の今後の動向もしっかりと見きわめなければならないため、その点についても確認しながら進めます。

○**太田委員** 奈良県旅館・ホテル生活衛生同業組合からの要望書を拝見しましたが、新型コロナウイルスの影響によりインバウンドの宿泊客が減少していることは私たちも実感するところですが、風評被害により国内の観光客も激減しています。国内の観光客のほうも宿泊に関するキャンセルが多く出ていることが数字で示されています。これからインバウンドがどれだけ回復するかわかりません。国内の観光客が今すぐにバスで奈良に旅行いただけるかは難しい側面もあるかと思いますが、組合からも誘客対策の強化に関する要望が出されていますので、ぜひ取り組んでいただきたいことを申し上げて、私の質問を終わります。

○小林（誠）委員 私からは2点ありまして、大和川の洪水浸水想定区域について、主に王寺駅の南側についてですけれども、先日の一般質問で、清水議員が使用した大和川の洪水浸水想定区域図のパネルに関して医療政策局長より答弁いただきましたので、建設委員会でも確認させていただきます。医療政策局長がおっしゃられたように、この想定図は過去のデータをもとに作られていて、200年に1度の確率の豪雨により大和川が氾濫した場合、3メートルから5メートルの浸水になるということで間違いないでしょうか。

○岡部河川課長 お示しいただいている大和川の洪水浸水想定区域図は、国土交通省の大和川河川事務所が作成、公表しているものです。小林（誠）委員お述べのとおり、200年に1度の確率による豪雨が発生した場合をシミュレーションした場合、その程度まで浸水する可能性があるということを示したものです。

○小林（誠）委員 200年に1度ということですが、言い方を変えると201年では2度起こるかもしれないということです。昨年、兵庫県で開催された近畿治水大会に初めて出席しました。そこでは、1,000年に1度の災害が500年に1度、それどころか200年に1度の災害が50年に1度になるのかもわからないというように災害のスペンが短くなるとの講演がありました。これまでの常識を改めて、見直していかなければならないとのお話をいただきました。そうなってくると、西和医療センターの移転も見据えた計画は大きなプロジェクトですので、本当に200年に1度の想定でよいのかということ、医療政策局にも、ぜひとも助言いただく必要があると考えています。担当課、専門家の意見をお伝えいただくように、よろしくお願いします。

最後に、聖徳太子が薨去されて来年で1,400年になります。それに伴いまして、法隆寺の南大門の前の県道法隆寺線の整備に関する要望があります。歩道にでこぼこが多いことや、松の木の枝が観光客に当たってしまうこともあります。松の木の真横に街灯を立ててしまったため、少し暗くなっている箇所もあります。枯れ木を伐採した後に植栽するために空けているスペースがほったらかしであったり、切り株を撤去しないまま、その横に新たに松を植える等、場当たりのとも言える対応がありました。もちろん強風や大雨のときには、予算をとって、すぐに掃除していただいています。来年の聖徳太子がお亡くなりになられて1,400年の御遠忌祭を契機として、今ある法隆寺の参道について、県として30年、50年、100年先を見据えたしっかりとした計画をぜひとも考えていただきたいと要望させていただきます。私の質問を終わらせていただきます。

○田尻委員長 ほかになければ、これを持ちまして質問を終わります。

次に、委員長報告についてであります。正副委員長に一任願えますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

これをもちまして、本日の委員会を終わります。